

小田原市立病院新改革プラン策定支援等業務委託に係る仕様書

1 目的

公立病院は、安定した経営の下で、地域に必要な医療提供体制の確保のみならず、不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担うことが求められている。小田原市立病院（以下「本病院」という。）においても、その役割を全うするため、持続可能な病院経営を目指し、病院の全職員が一丸となって経営改善に努めていく必要がある。

本業務は、本病院において、「公立病院改革の推進について」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）において示された「新公立病院改革ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）に規定する新公立病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）策定時の4つの視点である①地域医療構想を踏まえた役割の明確化、②経営の効率化、③再編・ネットワーク化、④経営形態の見直し）を踏まえて、現状を調査分析して取りまとめ、「小田原市立病院新改革プラン（仮称）」の策定支援をするとともに、本病院の経営効率化に資することを目的とするものである。

2 業務名称

小田原市立病院新改革プラン策定支援等業務委託

3 業務期間

契約締結の日から平成28年12月28日まで

4 業務内容

(1) 新公立病院改革プラン策定支援

ア 「新ガイドライン」にある4つの視点である①地域医療構想を踏まえた役割の明確化、②経営の効率化、③再編・ネットワーク化、④経営形態の見直し、を踏まえて、経営分析その他幅広い視点による調査分析（収支見直しを含む）をし、改革プランの案を作成する。

イ 改革プランの案の作成にあたっては、「小田原市病院運営審議会」及び「小田原市立病院経営戦略委員会」における説明資料の作成、出席、説明等の支援を行う。

(2) 病院事業の経営分析及び課題事項に対する具体的な取組策支援

本病院の根本的課題を明らかにし、具体的かつ実効性のある本病院経営効率化のための施策の支援を行う。

(3) その他目的達成のため必要となる業務に係る支援業務

(1) 又は(2)に明記されていない事項でも目的を達成するために必要と認められるものは、甲乙の協議の上、決定する。

5 業務の実施条件等

(1) 本業務を円滑に遂行するに当たり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適

切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、市立病院の承認を得ること。

- (2) 業務の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し相当な知識と技術を有するスタッフを配置するとともに、病院経営に詳しい公認会計士を配置すること。
- (3) 市立病院職員と緊密な連絡をとり、適宜十分な打合せを行うこと。なお、打合せ記録簿を作成し、提出すること。
- (4) 受託者は、小田原市と十分な意見調整を行いながらおおむね11月末日までに小田原市立新病院改革プラン（案）が提出できるよう業務を遂行すること。
- (5) 過去5年間に、一般病棟300床以上の病院を運営している国、地方公共団体等において、経営改善支援の実務があること。
- (6) 業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。

6 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。成果品は、紙媒体及び電子データで提出すること。

- (1) 小田原市立病院新改革プラン（案）
- (2) 病院経営改善提案書
- (3) 各種調査データ、記録簿（打合せ記録簿等）

7 納品場所

小田原市立病院 経営管理課

8 業務委託料の支払い

業務委託料は、業務完了届を提出し検査合格の後、請求に基づき請求日から30日以内に支払うものとする。